

患者さんとそのご家族の方へお願い

昨今、政府の「働き方改革」により、全国的に医療従事者の過重労働が問題となっており、厚生労働省から「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」が提言されました。

これを受けて、本院においても病院職員の健康保持と労働環境の改善に取り組むため、以下の1～2について実施しております。

患者さんやご家族の皆様には、ご理解とご協力をお願いいたします。

1. 病状の説明や手術・処置の説明は原則勤務時間内に行います。 (平日 8:30~17:15)

これまで、上記説明については、ご家族の希望を優先させていただいてきましたが、夕方以降の夜間になることが多く、医療従事者の慢性的な超過勤務状態が続いております。

これを解消するため医療従事者からの説明やご相談は原則勤務時間内に設定させていただきます。ただし、診療の状況によって上記時間帯での説明が必要となる場合や緊急事態の場合はこの限りではありません。

2. 土日、祝日、平日夜間は当直医が主治医に代わり責任をもって対応します。

土日、祝日、平日夜間の緊急時の診療については、当直医が対応させていただきます。

必要に応じて担当医や主治医と連絡をとりながら適切に診療を行いますのでご安心ください。